足利市地域活動支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 足利市地域活動支援センター事業(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「法」という。)第77条「地域生活支援事業」に基づき、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターを設置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 本事業の実施主体は、足利市とする。
- 2 市長は、本事業の全部又は一部を法第79条第2項に規定する事業の届出 をした障害福祉サービス事業者等適切な事業運営を行うことができると認め られる社会福祉法人及び医療法人等法人格を有する事業者(以下「事業者」 という。)に委託することができる。

(対象者)

- 第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する障害者であって地域において就労が困難であり、創作的活動や生産活動、地域との交流の場の提供等日常生活及び社会生活を営むために援助が必要と市長が認めた者(以下「利用者」という。)とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定 により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者又はこれに準じる者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい る者
 - (4)治療方法の確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、特に支援の必要があると市長が認めた者 (事業内容)
 - 第4条 事業者は、基礎的事業として利用者に活動の場を提供し、創作的活動や生産活動、地域との交流の場を提供する事業(以下「基礎的事業」という。)を実施する。これらに加え、事業の機能を強化するために次に掲げる事業形態を選択し、実施する。

(1) 事業の形態

ア 地域活動支援センター I 型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤 との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解 促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業をあわ せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者等に対し、機能訓練、社会適 応訓練、入浴等のサービスを実施する。

- ウ 地域活動支援センターⅢ型
- (ア) 地域の障害者等のために援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることを要件とする。
- (イ) 前段の要件のほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して本事業 を実施する。
- (2)職員配置

基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

ア 地域活動支援センターI型

基礎的事業における職員配置の他1名以上の職員を配置し、うち2名以上 を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業における職員配置の他1名以上の職員を配置し、うち1名以上 を常勤とする。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。

- (3) 利用者数
- ア 地域活動支援センター I 型
 - 1日あたりの実利用人員が概ね20名以上とする。
- イ 地域活動支援センターⅡ型
 - 1日あたりの実利用人員が概ね15名以上とする。
- ウ 地域活動支援センターⅢ型
 - 1日あたりの実利用人員が概ね10名以上とする。
- 2 本事業の対象時間については、法第19条第1項に規定する介護給付費等 が給付される時間は対象としない。
- 3 事業者は、本事業が適切に実施できるよう10人以上の人員が活動できる 施設内のスペースを十分確保するとともに、必要な設備、備品等を備えなけ

ればならない。ただし、他の社会福祉施設等を利用できる場合は、設備の一部を設けないことができる。

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める足利市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、別に定める足利市地域生活支援事業利用決定通知書(以下「決定通知書」という。)又は足利市地域生活支援事業却下(取消)決定通知書により申請者に通知するとともに、決定した利用者を地域活動支援センター事業利用登録者名簿に登載するものとする。

(利用登録の有効期間及び更新)

- 第7条 前条の規定による利用決定の期間は、当該利用決定の日から原則1年 以内とする。
- 2 利用者が、利用決定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、利用 決定期間満了日前1ヶ月以内に第5条に規定する申請を行なわなければなら ない。

(利用の変更及び廃止)

- 第8条 利用者(保護者)は、次の各号にいずれかに掲げる事項に該当するときは、別に定める足利市地域生活支援事業変更(廃止)利用申請書により、 速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 利用者の住所等を変更した場合
 - (2) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合
 - (3) 利用の中止をする場合

(利用の取り消し)

- 第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規 定による利用決定を取り消すことができる。
 - (1) 本事業の対象者でなくなった場合
 - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
 - (3) その他市長が利用を不適当と認めた場合 (利用の方法)
- 第10条 利用者が本事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に 提示し、事業者に直接依頼をする。
- 2 利用者は本事業を利用したときは、別に定める足利市地域生活支援事業利用台帳兼負担金報告書を事業者に提示し、利用時間等の確認をする。 (利用料)

- 第11条 利用者は、1回の利用料として次の各号いずれかを事業者に支払う ものとする。
 - (1) 第4条第1項第1号に定める「地域活動支援センターI型」の利用料に ついては無料とする
 - (2) 第4条第1項第2号に定める「地域活動支援センターⅡ型」及び第4条 第1項第3号に定める「地域活動支援センターⅢ型」の利用料については 足利市と事業者で協議し決定した利用料とする。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、利用者から利用施設における利用時間中の食事に係る費用や光熱水費等の実費について徴収するものとする。 (利用料の減免)
- 第12条 市長は、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者(利用者が18歳以上の場合にはその配偶者に限る)が、事業の利用があった月の属する年度(利用のあった月が4月から6月までの場合には前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税を課されない者である場合又は利用者及び利用者と同一の世帯に属する者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者若しくは同条第2項に規定する要保護者である者であって厚生労働省令で定める者である場合には、前条の規定する利用料を減免することができる。

(委託料)

- 第13条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、次の各 号のいずれかを事業者に対して支払うものとする。
 - (1)第4条第1項第1号に定める「地域活動支援センターI型」の委託料は、 足利市が別途定める金額とする。
 - (2) 第4条第1項第2号に定める「地域活動支援センターⅡ型」及び第4条 第1項第3号に定める「地域活動支援センターⅢ型」の委託料は、足利市 が別途定める金額から第11条第1項に規定する利用料(前条の規定が適 用される場合にあっては、減免後の利用料)を差し引いた金額とする。
- 2 本事業として送迎サービスを実施する場合は、委託料の中に送迎サービス を含むものとし、別途加算はしない。ただし、送迎サービスは市長が認めた 者に対して実施するものとし、送迎サービスを行う事業者は道路運送法に抵 触してはならない。
- 3 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該 月に係る委託料を請求するものとする。
- 4 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料 を支払うものとする。

(遵守事項)

- 第14条 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、 利用者に対して事前説明を行なわなければならない。
- 2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごと に従事者の勤務体制を定めておかなければならない。
- 3 事業者は、従事者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。
- 4 事業者は、サービス提供時に事故等が発生した場合は、市長及び家族等に 速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、従事者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を 整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。